

入 札 公 告

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

平成23年9月5日

(契約責任者) 東日本高速道路株式会社 東北支社 支社長 鈴木 辰夫

記

1. 工事概要

- | | | |
|------------|-------------------------------------------------|------------------------------------|
| (1) 工事名 | 東北自動車道 福島ジャンクション工事 | |
| (2) 工事場所 | 自) 福島県福島市笹谷
至) 福島県福島市笹谷 | |
| (3) 工事内容 | 本工事は、東北自動車道から東北中央自動車道への分岐となる、福島ジャンクションの土工工事である。 | |
| (4) 工事概算数量 | 延長 | 1,090m |
| | 切盛土工 | 約 260,000m ³ |
| | 横断構造物 | C-B o x (新設) 2基
C-B o x (延伸) 3基 |
| | 橋梁下部工 | 11基 |
| | 基礎杭 | 約 700m |
| (5) 工期 | 690日間 | |
| (6) その他 | | |

イ. 本工事は、入札価格と技術的な要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(工事成績評価型)の対象工事である。

ロ. 本工事は、すべての入札参加者から単価表及び単価集計表の提出を求める工事である。なお、入札時に単価表及び単価集計表の提出のない者は、その入札書を無効とする。

ハ. 本工事は、工事の実施に先立ち、設計の理念及び意図に関わる理解を深め工事の品質をより向上させるため、及び施工途中において予期し得ない現地状況の変更等に伴い設計の変更を要する場合に適切な方針を得るために、発注者・施工者・設計者が一堂に会して技術情報の確認及び交換を行う、工事の品質確保を促進する設計施工協同連絡会議(以下「三者協議会」という。)を実施する対象工事である。

ニ. 本工事は資料の提出、入札等を原則として電子入札システムにより行うものとする。

ホ. 本工事は、落札者と協議し、落札者の同意を得た場合に電子契約システムを利用して、電磁的記録に変換された契約書を送受信する方法により、契約書の取り交わし及び保管を行う電子契約対象工事である。

ヘ. 本工事は、入札者に対する指示書【電子入札】《工事(土木・施設)共通》(以下『指示書』という。)を使用する。

ト. 本公告における休日とは、『行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日』をいい、以下「休日」という。

チ. 本工事の設計図書等は東日本高速道路株式会社ホームページ及び電子入札システムからダウンロードにより取得すること。

2. 競争参加資格

当該工事に係る競争に参加するために必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足している者であって、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格を有すると認められた者とする。

(1) 東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第6条の規定に該当しない者であること。なお該当する者とは、次に掲げる者をいう。

イ. 民法に規定する制限行為能力者である個人(個人とは自然人をいう。以下、本項において同じ。)

ロ. 破産法に基づき破産手続開始の申立てをした法人

ハ. 競争参加資格の確認基準日(競争参加資格確認申請書(様式1)(以下「確認申請書」という。)の提出期限の日)から起算して2年前の日以降において、次に掲げる事実が明らかになったと認められる者

- ① 東日本高速道路株式会社（以下「当社」という。）との契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした個人又は法人（当該行為をした法人のほか、当該個人に対する使用者責任を負う法人を含む。以下、本項において同じ。）
- ② 当社が執行する競争入札において、公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した個人又は法人
- ③ 当社との契約において落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた個人又は法人
- ④ 当社との契約において監督又は検査の実施に当たり社員の職務の執行を妨げた個人又は法人
- ⑤ 当社との契約において正当な理由がなくて契約を履行しなかった個人又は法人
- ⑥ 当社に提出した書類に虚偽の記載をした個人又は法人
- ⑦ 当社に著しい損害を与えた個人又は法人
- ⑧ 上記の①から⑦に該当する個人又は法人を、その該当する事実のあった日から2年以内に、当社との契約において使用した個人又は法人

ニ. 当社と重大な利害の対立があり、かつその態様からみて契約の相手方として不適当であると認められる個人又は法人

ホ. 上記のハ. 又はニ. に該当する個人又は法人を、当社との契約において使用しようとする個人又は法人（当該行為をしようとする法人のほか、当該個人に対する使用者責任を負う法人を含む。）

ヘ. 破産法に基づき破産手続開始の申立てをした個人で、復権を得ない者

ト. 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした個人又は法人で、再生手続開始の決定を得ない者

チ. 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした法人で、更生手続開始の決定を得ない者

リ. 経営状態が著しく不健全であると認められる個人又は法人

ヌ. 市場競争を実質的に制限する行為があると認められる個人又は法人（当該行為があると認められる法人のほか、当該個人に対する使用者責任を負う法人を含む。）

ル. 警察当局により、暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請等の対象とされた法人

(2) 東日本高速道路株式会社における平成23・24年度工事競争参加資格審査において「土木工事」の「等級A」の認定を受けていること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。

(4) 平成21・22年度における当該工種（土木工事）の評定点（請負工事等成績評定要領第3条第3項に規定する評定表の評定点合計をいう。以下同じ。）の平均点が2年連続で65点未満でないこと。

(5) 施工実績

平成13年度以降で、確認申請書の提出期限日までの間に元請として完成及び引渡し完了した下記の施工実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

同種工事 【下記を必要とする。】

土工量（切土量又は盛土量のいずれか大きい方）が100,000m ³ 以上ある道路土工工事

(6) 配置予定の技術者等

次のイ. からホ. に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、配置技術者の専任に関する考え方は、別紙（配置技術者の専任期間の基本的な考え方）を参照のこと。

イ. 主任（監理）技術者にあつては、確認申請書の提出期限日において入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは、確認申請書の提出期限日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

なお、記3(2)配置予定技術者に示す書類の写しにより次の国土交通省通達のいずれかに該当すると判断される場合も直接的かつ恒常的な雇用関係(以下「技術者の直接的かつ恒常的な関係の特例措置」という。)にあると認めるものとする。

- ①「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」(平成13年5月30日付、国総建第155号)
- ②「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて」(平成14年4月16日付、国総建第97号)
- ③「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(平成15年1月22日付、国総建第335号)

ロ. 監理技術者にあつては、確認申請書の提出期限日において有効な監理技術者資格者証を有し、かつ、確認申請書の提出期限日において有効な監理技術者講習修了証を有する者であること。

ハ. 主任(監理)技術者が、確認申請書の提出期限日において当該工事に対応する建設業法の許可業種(土木工事業)に関わる資格を有する者であること。

ニ. 現場代理人、主任技術者、監理技術者のうち、いずれかの者が、平成13年度以降で、確認申請書の提出期限日までの間に元請として完成及び引渡し完了した下記の工事経験を有すること。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

また、現場代理人を工事経験者とする場合は、確認申請書の提出期限日において当該工事に対応する建設業法の許可業種(土木工事業)に関わる資格を有する者であること。

同種工事 【下記を必要とする。】

土工量(切土量又は盛土量のいずれか大きい方)が50,000m ³ 以上ある道路土工工事

ホ. 専任を要しない期間は下記のとおりである。

- ① 契約締結後、現場施工に着手するまでの期間(共通仕様書に示す「着工日」までの期間)
- ② しゅん功届を提出後、しゅん功検査が終了し、事務手続等のみが残っている期間
- ③ 工事抑制期間(ゴールデンウィーク、お盆及び年末年始の交通混雑期間)
- ④ 契約書第20条第1項及び第2項の規定に基づき、工事を全面的に一時中止している期間

(7) 競争参加資格を有することを証明する資料(以下「技術資料」という。)に記載した施工実績又は工事経験が、平成13年度以降に完成・引渡し完了した工事の場合は、次のイ. 又はロ. に該当する工事でないこと。

イ. 当社(旧日本道路公団を含む。)の発注した工事においては、成績評定が65点未満の工事

ロ. 国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律(平成12年11月27日法律第127号)第2条第1項の政令で定める法人(以下「他の機関」という。)が発注した工事においては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該他の機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

(8) 審査基準日(記13(6)に示す日。以下、同じ。)から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、下記ロ. に示す本件工事に係る設計業務等の請負人、当該設計業務等の下請負人、又は当該請負人若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

イ. 「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
- ② 業者の代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。

ロ. 設計業務等の請負人

上記に示した本件工事に係る設計業務等の業務名及び請負人は次に示すとおりである。

設計業務等名	設計業務等請負人
東北中央自動車道 福島JCTB1ランプ橋基本詳細設計	大日コンサルタント(株)
東北中央自動車道 福島JCTC1ランプ橋基	復建調査設計(株)

本詳細設計 東北中央自動車道 福島 J C T 詳細設計 東北中央自動車道 福島 J C T A 2 ランプ橋基本詳細設計 東北自動車道 福島 J C T A 3 ランプ橋基本詳細設計	中央コンサルタンツ(株) 大日本コンサルタンツ(株) (株)ドゥーユー大地
-------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------

(9) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記ロ. に示す施工（調査等）管理業務の請負人、当該施工（調査等）管理業務の請負人と資本若しくは人事面において関連のある者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと、又は現に下記ロ. に示す施工（調査等）管理業務の請負人、当該施工（調査等）管理業務の請負人と資本若しくは人事面において関連のある者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

イ。「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- ② 業者の代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。

ロ. 施工（調査等）管理業務の請負人

上記に示した本件工事に係る施工（調査等）管理業務の業務名及び請負人は次に示すとおりである。

施工（調査等）管理業務名	施工（調査等）管理業務請負人
保全点検業務等の実施に関する年度協定	(株)ネクスコ・エンジニアリング東北

(10) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、前記に該当する関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、指示書 1 [1] 入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの（1）の記載に抵触するものではないことに留意すること。

イ. 資本関係

下記の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。以下、イ. 資本関係の項目内において同じ。）又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ① 親会社（会社法第 2 条第 4 号に規定する親会社をいう。以下、イ. 資本関係の項目内において同じ。）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

ロ. 人的関係

下記の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ① 一方の会社の役員（下記ニ. に示す定義に該当する者をいう。以下、ロ. 人的関係の項目内において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（下記ホ. に示す定義に該当する者をいう。）を現に兼ねている場合

ハ. その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他、上記イ. 又はロ. と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

ニ. 役員 の定義

- ① 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- ② 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。）
- ③ 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

ホ. 管財人の定義

会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人

- (1) 確認申請書の提出期限の日から落札者決定の日までの期間に、東日本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）（以下「資格停止要領」という。）に基づき、「地域2」において競争参加資格停止を受けていないこと。

3. 確認申請書等の作成に関する事項

確認申請書に添付する技術資料は、様式2（技術資料の提出について）を表紙として、次に従い作成し提出すること。また、記載にあたっては各様式の記入上の注意事項に従って記入すること。

(1) 施工実績

記2（5）に示す競争参加資格の有無を判断できる工事の施工実績を様式3（施工実績）に記載する。記載する工事は1件でよい。

(2) 配置予定の技術者等

記2（6）に示す競争参加資格の有無を判断できる配置予定技術者の資格を様式4（配置予定の主任（監理）技術者の資格）に、工事経験を、様式5配置予定の現場代理人又は主任（監理）技術者の工事経験）に記載する。

配置予定の技術者として複数の候補技術者を記載することもできるが、その中から必ず1名以上現場に配置しなければならない。なお、候補技術者の中に資格及び工事経験を有さない者がいる場合は競争参加資格がないものとする。

また、配置予定技術者が記2（6）イ. に示す技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置に該当する場合は、次の資料の写しを添付すること。

イ. 建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る技術者の場合

営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記をした日から記4（4）に示す確認申請書の提出期限の日までの期間が3年以内であること。

- ① 健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用（雇用期間3ヶ月以上）関係を示す書面
- ② 出向元企業の建設業の廃業届書
- ③ 当該建設業の許可の取消通知書又は当該許可の取消しを行った旨の掲載された官報若しくは公報
- ④ 営業譲渡契約書等の出向元企業と出向先企業の営業譲渡又は会社分割についての関係を示す書面

ロ. 持株会社の子会社が置く技術者の場合

- ① 健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用（雇用期間3ヶ月以上）関係を示す書面
- ② 当該出向社員の出向元である親会社と出向先である子会社との関係を「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成6年6月8日建設省告示第1461号）附則6の規定により企業集団と認定を受けたことを証する書面

ハ. 親会社及びその連結子会社間の出向社員に係る技術者の場合

- ① 健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用（雇用期間3ヶ月以上）関係を示す書面
- ② 出向社員と出向先企業との雇用関係を示す出向であることを証する書面
- ③ 出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省総合政策局建設業課長より交付を受けた企業集団確認書。ただし、企業集団確認書は交付を受けた日から記4（4）に示す確認申請書の提出期限の日までの期間が1年以内であること。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

東日本高速道路株式会社 東北支社 技術部 調達契約課

(住所) 〒980-0021

宮城県仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ 3階

(電話番号) 022-217-1727

(2) 関係図書の取得期間及び方法

本工事の入札参加希望者は以下のとおり取得すること。

イ. 取得期間 入札公告の日から平成23年9月26日(月)まで。

ロ. 取得方法

①金抜設計書、特記仕様書、提出書類様式集、その他関係書類等は電子入札システムログイン後、当該調達案件概要の「入札説明書等 URL」から取得すること。

②工事請負契約書、指示書及び共通仕様書は当社ホームページより取得すること。

(3) 契約手続、設計図書等、確認申請書等に関する質問

次に従い書面(様式は自由)により提出すること。

イ. 提出期間

①確認申請書等に関する質問

記4(4)イ. に同じ。

②契約手続、設計図書等に関する質問

入札公告の日から記4(7)イ. に示す入札書提出期間最終日の10日前まで。

ロ. 提出場所 記4(1)に同じ。

ハ. 提出方法 書留郵便又は持参により提出するものとし、提出期間の休日を除く毎日、午前10時00分から午後4時00分までに必着すること。

二. 質問に対する回答

①確認申請書等に関する質問に対する回答は、原則、質問を受理した日から5日間(休日を含む。)以内に質問者に対してFAXを行うほか、当社ホームページ「入札公告・契約情報」の「本公告件名」の「その他契約情報」に掲載し閲覧に供する。

②契約手続、設計図書等に関する質問に対する回答は、原則、入札書提出期間最終日の5日前(休日を含む)までに質問者に対してFAXを行うほか、当社ホームページ「入札公告・契約情報」の「本公告件名」の「その他契約情報」に掲載し閲覧に供する。

(4) 確認申請書の提出期間及び場所

本工事の入札参加希望者は、記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、技術資料を添付した確認申請書を提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。なお、下記に示す提出期限までに確認申請書等を提出しない者あるいは競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

また、記2(2)の認定を受けていない者であっても確認申請書等を提出することができる。この場合において、記2(1)及び記2(3)から記2(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において記2(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として、当該工事の競争に参加することができる。

イ. 提出期間 入札公告の日から平成23年9月26日(月)までの休日を除く毎日、午前10時00分から午後4時00分まで。

ロ. 提出場所 記4(1)に同じ。

(5) 確認申請書の提出方法

イ. 確認申請書等の提出については、電子入札システム「競争参加資格確認申請書/参加表明書/技術資料」の提出画面の「添付資料」の欄に添付し提出すること。

ただし、確認申請書等の合計ファイル容量が2MBを超える場合には、書留郵便又は持参により提出するものとし、提出期間の休日を除く毎日、午前10時00分から午後4時00分までに必着すること。また、技術資料を電子入札システムと書留郵便又は持参に分けて提出することは認めない。

ロ. 書留郵便又は持参による場合は、指示書 様式「郵送提出について」に必要事項を記載のうえ、電子入札システム「競争参加資格確認申請書/参加表明書/技術資料」の提出画面の「添付資料」の欄に添付し送付すること。

ハ. 書留郵便又は持参する技術資料には、指示書 様式「郵送提出について」を添付すること。

ニ. 電子入札システムにより書類を提出する場合は、申請書等への押印は不要であるが、書留郵便又は持参する場合は、押印をしなければならない。

ホ. 技術資料の提出は電子入札システムによる場合は1部提出とし、書留郵便又は持参により提出する場合は2部(正1部、写1部)提出すること。作成はダウンロードにより取得した「確認申請書等 様式・記入例・別紙」に従いワープロ等で仕上げること。

(6) 単価表・単価集計表(以下「単価表等」という。)、総合評定値通知書(経審)写し(以下「経審」という。)及び技術資料の提出

- イ. 指示書 [13] (単価表等の作成)、指示書 [14] (総合評定値通知書(経審)の写しの準備・提出)に示す各書類(単価表等、経審)及び技術資料(様式12-2)について、入札書提出時に電子入札システムにより提出すること。
- ロ. 単価表等、経審及び技術資料(様式12-2)はファイルを圧縮して1つにまとめ、電子入札システムの入札書作成(提出)画面の内訳書の欄に添付し提出すること。
- ハ. ただし、圧縮した単価表等、経審及び技術資料(様式12-2)のファイル容量が2MBを超える場合には、指示書[16]に示すとおり封かんのうえ、書留郵便又は持参(提出期間内に必着とする。)により記4(7)に示す入札書提出期限日までに提出すること。
- ニ. また、指示書 様式「郵送提出について」に必要事項を記載のうえ、入札書提出時に電子入札システムの入札書作成(提出)画面の内訳書の欄に添付し提出すること。
- ホ. 単価表等、経審及び技術資料(様式12-2)を指示書[17]入札(入札書類の提出) - [1]に従い電子入札システムにより提出する場合は、押印は不要であるが、指示書[17]入札(入札書類の提出) - [2]に従い書留郵便又は持参する場合は、押印をしなければならない。

(7) 入札書の提出日時及び場所

- イ. 提出期間 競争参加資格確認結果通知書に記載の日より平成23年10月18日(火) 午後4時00分 まで
- ロ. 提出場所 記4(1)と同じ。
- ハ. 提出方法 電子入札システムによること。
- ニ. 電子くじ 電子くじを利用する入札の場合は、くじ入力欄に任意の3桁の数字を入力すること。
- ホ. その他 総合評価落札方式における提案値を添付する必要はない。入札書作成画面にある添付欄に、圧縮して1つのファイルにまとめた、単価表等、経審及び技術資料(様式12-2)を添付し、入札書を提出すること。

(8) 開札の日時及び場所

- イ. 開札日時 平成23年10月19日(水) 午後1時30分
- ロ. 場 所 東日本高速道路株式会社 東北支社 会議室

5. 総合評価落札方式(工事成績評価型)に関する事項

本工事の総合評価落札方式について以下に示す。

(1) 本工事における落札者決定方法及び技術評価項目

イ. 落札者の決定方法は次のとおりとする。

本工事における落札者の決定は「加算方式」に基づき算出された評価値が最も高い者を落札者とする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

なお、評価値の満点は100点(価格評価点80点、技術評価点20点)とする。

(2) 価格評価点の算出方法は次のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{最低入札価格}}{\text{契約制限価格} - \text{最低入札価格}} \right)^2 \right)$$

(3) 技術評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

技術評価項目		配点	合計
・ 施工の確実性	(下記 イ)	8点	20点
・ 当社への貢献度	(下記 ロ)	8点	
・ 施工の円滑性	(下記 ハ)	4点	

イ. 施工の確実性

評価指標	評価項目	評価基準	評価点	配点	提出資料
施工の確実性	【企業】 企業に求めた同種工 事実績の工事成績 評定点に応じて評価	平成20年度(平成20年4月1日)以降に完成及び引渡しが完了した東日本高速道路(株)の工事で工事成績評定点が85点以上の同種工事実績	2点	2点	技術資料 様式3
		平成20年度(平成20年4月1日)以降に完成及び引渡しが完了した中日本高速道路(株)又は西日本高速道路(株)の工事で工事成績評定点が85点以上の同種工事実績	1.5点		
		平成20年度(平成20年4月1日)以降に完成及び引渡しが完了した他機関の工事で工事成績評定点が85点以上の同種工事実績	1点		

		工事成績評定点の添付無し又は85点未満	0点		
【技術者】 配置予定技術者に求めた同種工事の経験の工事成績評定点に応じて評価 ※技術者とは、配置予定技術者の同種工事の経験(様式5)に記載された現場代理人・監理技術者・主任技術者をいう。		同種工事の経験に記載された工事における技術者が、「現場代理人」・「監理技術者」・「主任技術者」のいずれかで、平成20年度(平成20年4月1日)以降に完成及び引渡し完了した東日本高速道路(株)の工事で工事成績評定点が85点以上の同種工事経験	4点	4点	技術資料 様式5
		同種工事の経験に記載された工事における技術者が、「現場代理人」・「監理技術者」・「主任技術者」のいずれかで、平成20年度(平成20年4月1日)以降に完成及び引渡し完了した中日本高速道路(株)又は西日本高速道路(株)の工事で工事成績評定点が85点以上の同種工事経験	3点		
		同種工事の経験に記載された工事における技術者が、「現場代理人」・「監理技術者」・「主任技術者」のいずれかで、平成20年度(平成20年4月1日)以降に完成及び引渡し完了した他機関の工事で工事成績評定点が85点以上の同種工事経験	2点		
		同種工事の経験に記載された工事における技術者が、「担当技術者」で平成20年度(平成20年4月1日)以降に完成及び引渡し完了した東日本高速道路(株)の工事で工事成績評定点が85点以上の同種工事経験	1.5点		
		同種工事の経験に記載された工事における技術者が、「担当技術者」で平成20年度(平成20年4月1日)以降に完成及び引渡し完了した中日本高速道路(株)又は西日本高速道路(株)の工事で工事成績評定点が85点以上の同種工事経験	1点		
		同種工事の経験に記載された工事における技術者が、「担当技術者」で平成20年度(平成20年4月1日)以降に完成及び引渡し完了した他機関の工事で工事成績評定点が85点以上の同種工事経験	0.5点		
		工事成績評定点の添付無し又は85点未満	0点		
品質管理・環境マネジメントシステム の取得状況	【ISO】 ISO9001、ISO14001の認証状況に応じて評価	ISO9001及びISO14001双方の認証を取得済	2点	2点	技術資料 様式9-1 様式9-2
		ISO9001又はISO14001のいずれかの認証を取得済	1点		
		登録書の添付無し又はいずれも未取得	0点		

ロ. 当社への貢献

評価指標	評価項目	評価基準	評価点	配点	提出資料	
当社の貢献	表彰	【企業】 平成20年度(平成20年4月1日)以降の当社からの表彰実績を評価	社長表彰	2点	2点	技術資料 様式10-1
		支社長表彰、又は支社安全協議会表彰	1.5点			
		東北支社管内の事務所長表彰、又は東北支社管内の事務所安全協議会表彰	0.5点			
		表彰実績なし	0点			
	【技術者】 配置予定技術者が現場代理人・監理技術者・主任技術者のいずれかの役職で従事した工事で平成20年度(平成20年4月1日)以降の当社からの表彰実績を評価	社長表彰	4点	4点	技術資料 様式10-2	
		支社長表彰、又は支社安全協議会表彰	3点			
		東北支社管内の事務所長表彰、又は東北支社管内の事務所安全協議会表彰	1点			
		表彰実績なし	0点			
	災害時の協力実績	【災害協力】 平成20年度(平成20年4月1日)以降に、当社における緊急災害復旧工事の施工実績に対する評価	災害時の緊急災害復旧工事の協力実績がある	2点	2点	技術資料 様式11
			災害時の緊急災害復旧工事の協力実績がない	0点		

ハ. 施工の円滑性

評価指標	評価項目	評価基準	評価点	配点	提出資料	
施工の円滑性	競争参加者の施工地域における施工実績	【地域内施工実績】 企業に求めた同種工事の実績が施工地域内での施工実績である場合に評価 ※施工地域:福島県内	企業に求めた同種工事実績が福島県内での施工実績である。	2点	2点	技術資料 様式3
			企業に求めた同種工事実績が福島県内での施工実績ではない。	0点		
	地域企業の活用状況	【活用率】 入札金額に対する一次下請で活用する地域企業の活用率(金額比)で評価 $\frac{\text{活用率}(\%) \times \text{一次下請で活用する地域企業の請負予定額の総額}}{\text{入札額}}$ 地域企業: 福島県内に本社所在地を有する企業	入札金額に対し一次下請における地域企業(福島県内に本社所在地を有する企業)の活用率が20%以上の計画である。	1点	1点	技術資料 様式12-1 (技術資料提出時) 様式12-2 (入札書提出時)
			入札金額に対し一次下請における地域企業(福島県内に本社所在地を有する企業)の活用率が20%未満の計画である(評価点は活用率に応じ算出する)	0.9点 ~0点		
			一次下請で地域企業(福島県内に本社所在地を有する企業)を活用する計画がない	0点		
		【施工実績】 一次下請で活用する地域企業の土木工事の施工実績を発注機関に応じ評価。複数の地域企業の実績がある場合は最高評価値となる企業の実績で評価 地域企業: 福島県内に本社所在地を有する企業 施工地域:福島県内	一次下請で活用する地域企業(福島県内に本社所在地を有する企業)が福島県内において、平成13年度(平成13年4月1日)以降に元請けとして完成及び引渡しが完了した土木工事であって、東日本高速道路(株)、又は旧日本道路公団が発注した工事の施工実績を有する	1点	1点	技術資料 様式12-3
			一次下請で活用する地域企業(福島県内に本社所在地を有する企業)が福島県内において、平成13年度(平成13年4月1日)以降に元請けとして完成及び引渡しが完了した土木工事であって、国土交通省が発注した工事の施工実績を有する	0.7点		
			一次下請で活用する地域企業(福島県内に本社所在地を有する企業)が福島県内において、平成13年度(平成13年4月1日)以降に元請けとして完成及び引渡しが完了した土木工事であって、福島県、または福島県内の地方自治体が発注した工事の施工実績を有する	0.3点		
		上記に該当しない。または添付資料がない	0点			

(4) 評価の方法及び技術資料提出時の留意事項

イ. 工事成績評定

①企業に対する評価

a) 評価する資料

様式3(企業に求めた同種工事の施工実績)に基づき評価する。

b) 評価する年度

平成20年度以降(平成20年4月1日以降)に完成及び引渡しが完了している工事を対象に評価する。

c) 工事成績評定が添付されていない場合

技術資料に工事成績評定が添付されていない場合は、「提出無」として「0点」で評価する。

d) 評価する同種工事は、記2(5)に示す以下の工事とする。

土工量(切土量又は盛土量のいずれか大きい方)が100,000m³以上ある道路土工工事

e) 他機関の取扱い

他機関とは、工事实績情報検索システム(以下「CORINS」という。)において発注機関として入力が可能とされている機関をいう。

f) 経常共同企業体の取扱い

経常共同企業体の場合は、当該経常共同企業体としての同種工事实績(工事成績評定)である場合についてのみ評価する。

②配置予定技術者に対する評価

a) 評価する資料

様式5（現場代理人・監理技術者・主任技術者のいずれかの技術者に求めた同種工事の経験）に基づき評価する。

b) 評価する年度

平成20年度以降（平成20年4月1日以降）に完成及び引渡し完了している工事を対象に評価する。

c) 工事成績評定が添付されていない場合

技術資料に工事成績評定が添付されていない場合は、「提出無」として「0点」と評価する。

d) 評価する同種工事は、記2（6）ニに示す以下の工事とする。

土工量（切土量又は盛土量のいずれか大きい方）が50,000m ³ 以上ある道路土工 工事

e) 他機関の取扱い

他機関とは、CORINSにおいて発注機関として入力が可能とされている機関をいう。

f) 配置予定技術者の取扱い

工事経験を有する配置予定技術者を現場代理人とする場合、記2（6）ニで定める建設業法の許可業種（土木工事業）に関わる資格を有する者のみ評価の対象とする。

工事経験を有する配置予定技術者の評価において工事経験時の役職が現場代理人である場合は、経験時において記2（6）ニで定める建設業法の許可業種（土木工事業）に関わる資格を有する者のみ評価の対象とする。

g) 担当技術者としての工事経験の確認

提出された工事経験について、その役職が担当技術者である場合は、CORINSにより、当該工事経験の工期に対し5割以上の期間に配置されていた場合に評価の対象とする。なお、当該工事に設計、工場製作、冬季休止が含まれている場合、それらの期間は除くものとし、設計期間・工場製作期間を証明する書類を様式5（現場代理人・監理技術者・主任技術者のいずれかの技術者に求めた同種工事の経験）に添付すること。

h) 配置予定技術者が複数名ある場合

配置予定技術者が複数名ある場合は、評価点の最も低い者の工事経験を以って評価する。

ロ. 品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況

① ISO9001、14001の認証状況

a) ISO認証状況の取扱い

様式9-1（ISO9001認証の取得状況）及び様式9-2（ISO14001認証の取得状況）に該当するISOに認証されたことを証する写しが添付され提出があった場合に評価する。

b) 経常共同企業体の取扱い

経常共同企業体の場合は、構成員のうちいずれか1社が該当するISOの認証を有している場合に評価する。

ハ. 優良表彰

① 評価の対象となる工事

表彰実績として評価の対象となる工事は、下記のa)からf)の条件を満たしていること。また、企業の同種工事の実績、及び配置予定技術者の同種工事の経験として提出された工事実績以外の表彰実績であっても、下記のa)からf)の条件を満たす場合は評価の対象とする。

a) 表彰日

表彰日（表彰状に記載されている日付）が、平成20年度以降（平成20年4月1日以降）であること。

b) 事業所

表彰が工事を履行した事業所に対するものであること。

c) 表彰機関

優良表彰を実施した機関が、東日本高速道路株式会社の本社（社長表彰）、東北・北海道・関東・新潟のいずれかの支社（支社長表彰）、東北支社管内の事務所長における表彰（事務所長表彰）実績であること。

d) 表彰種別

「優秀工事、品質管理優良工事、コスト削減優良工事、優良工事」としての表彰実績の場合、工事種別が工事競争参加資格における「土木工事」であること。

e) 上記以外の表彰

上記以外の功労等により表彰されている場合、または、表彰が社長表彰の場合は、工事種別は問わない。

f) 安全協議会

支社安全協議会における表彰は支社長表彰、東北支社管内の事務所安全協議会における表彰は事務所長表彰と同等として評価する。なお、工事種別が工事競争参加資格における「土木工事」である場合に限る。

②企業の評価

a) 評価する資料

様式10-1（優良工事表彰 競争参加者用）に表彰状等の写しが添付され提出があった場合に評価する。

b) 経常共同企業体の取扱い

経常共同企業体の場合は、当該経常共同企業体としての表彰実績である場合のみ評価の対象とする。

c) 複数の表彰実績

複数の表彰実績を提出した場合は、そのなかで最も評価点の高い1件のみを評価の対象とする。

③配置予定技術者の評価

a) 評価する資料

様式10-2（優良工事表彰 配置予定技術者用）に表彰状等の写し及び表彰対象工事に当該技術者が現場代理人、監理技術者、主任技術者のいずれかの立場で従事したことが記載されたCORINSの写しが添付されて提出があった場合に評価する。

b) 複数の表彰実績

複数の表彰実績を提出した場合は、そのなかで最も評価点の高い1件のみを評価の対象とする。

c) 配置予定技術者が複数者の場合

配置予定技術者を複数者で提出し、それぞれが表彰実績を有している場合は、技術者1名ごとに評価点の最も高い表彰で評価を行い、その中で最も評価点の低い技術者の表彰実績により評価する。また、複数者の中に表彰実績を有さない技術者がいる場合は、配置予定技術者の評価は行わない。

二. 災害時の協力実績

a) 評価する資料

様式11（災害時の協力体制）に、当社からの「災害応急復旧工事」に対する「依頼の文書」、及び、「災害応急復旧工事」の実施に対する「承諾の文書」の添付により実績を証明した場合に評価する。なお、既に受注した工事に、工事変更で追加された災害復旧工事である場合は評価しない。

b) 評価する期間

平成20年度以降（平成20年4月1日以降）に当社が緊急復旧を依頼した災害復旧工事の場合に評価する。（競争入札方式に付した工事を除く）

c) 経常共同企業体の取扱い

経常共同企業体の場合は、構成員のうちいずれかの1社が協力実績を有している場合に評価する。

ホ. 競争参加者の施工地域における施工実績

a) 評価する資料

様式3（企業に求めた同種工事の施工実績）に基づき評価する。

b) 評価する同種工事は、記2（5）に示す以下の工事とする。

土工量（切土量又は盛土量のいずれか大きい方）が100,000m³以上ある道路土工工事

c) 評価する施工実績の対象地域

上記b)で求めた同種工事の工事場所の全部又は一部が福島県内であること。

ヘ. 地域企業の活用状況

①一次下請で地域企業を活用する計画（一次下請活用率）

a) 評価する資料

様式12-1（地域企業の活用 技術資料提出時用）及び様式12-2（地域企業の活用 入札書提出時用）により地域企業を一次下請として活用する予定に基づき評価する。

様式12-1は技術資料提出時に技術資料に綴じ込んで提出すること。

様式 12-2 は入札書提出時に入札書と併せて提出すること。

b) 評価の対象となる地域企業

福島県内に本社所在地を有すること。

c) 一次下請活用率の算出方法

$$\text{活用率 (\%)} = \frac{\text{一次下請で活用する地域企業の請負予定金額の総額}}{\text{入札金額}}$$

d) 技術評価点の算出方法

一次下請で地域企業を活用する計画の技術評価点は次のとおり算出する。

活用率が 20% 以上の 場合	評価点 = 配点 (1 点)
活用率が 20% 未満の 場合	以下の計算式による (0.9 点 ~ 0 点) 評価点 = 配点 (1 点) $\frac{\text{活用率 (\%)}}{20\% \text{ (活用率の上限値)}}$ × 20% (活用率の上限値) ※評価点は計算値の少数第 2 位を切り捨て、少数第 1 位単位とし算出する。

e) 地域企業の一次下請活用率の評価方法

- 1) 様式 12-1 (地域企業の活用 技術資料提出時用) には技術資料提出の時点で計画している一次下請として活用を予定している全て (活用することが確定していない企業も含む) の地域企業を記載すること。
- 2) 様式 12-1 (地域企業の活用 技術資料提出時用) に一次下請として活用の予定と記載した地域企業が、入札書提出の時点で活用しないことが確定した場合、当該企業を活用しないことを様式 12-2 (地域企業の活用 入札書提出時用) に記載すること。
- 3) 様式 12-1 (地域企業の活用 技術資料提出時用) に記載していない地域企業を、様式 12-2 (地域企業の活用 入札書提出時用) に追加した場合、当該追加企業は評価の対象としない。
- 4) 様式 12-1 (地域企業の活用 技術資料提出時用)、または、様式 12-2 (地域企業の活用 入札書提出時用) の提出が無い場合は、一次下請で地域企業を活用する計画は評価しない (0 点で評価する)。
- 5) 様式 12-2 (地域企業の活用 入札書提出時用) において地域企業を一次下請として活用有りと記載した場合、必ず金額を記載すること。
- 6) 様式 12-1 (地域企業の活用 技術資料提出時用) に記載した全ての地域企業について、本社住所確認のため建設業許可申請書 (様式第 1 号及び別表含む) の写し、または、変更届出書 (様式第 22 号の 2 及び申請書別表) の写しを添付すること。なお、当該企業が当社の競争参加資格に有資格登録しており、当社が付与したコード番号を様式 12-1 に記載している場合は添付の必要はない。
- 7) 地域企業について、様式 12-1 (地域企業の活用 技術資料提出時用) 及び添付資料により、福島県内に本社所在地を有する企業であることが確認できない場合、当該企業は評価の対象としない。

② 地域企業の施工実績

a) 評価する資料

様式 12-3 (地域企業の施工実績) により、当該企業を一次下請として活用する計画がある場合に評価する。

なお、一次下請に複数の地域企業を活用する計画がある場合は、提出された複数の地域企業の中で最高評価値となる企業の実績で評価する。

様式 12-3 (地域企業の施工実績) を技術資料提出時に技術資料に綴じ込んで提出すること。

b) 評価する施工実績の工事期間

平成 13 年度以降 (平成 13 年 4 月 1 日以降) に完成及び引渡し完了している工事であること。

c) 評価する地域企業

福島県内に本社所在地を有する企業であること。

d) 評価する施工実績の対象地域

工事場所の全部又は一部が福島県内であること。

e) 評価する施工実績の工事種別

工事種別が土木工事であること。

f) 評価する施工実績の発注者

東日本高速道路(株)、旧日本道路公団、国土交通省、福島県、または福島県内の地方自治体のいずれかが発注した土木工事であること。施工実績は発注機関に応じ評価する。

g) 地域企業の施工実績の評価方法

- 1) 一次下請として活用する地域企業の施工実績として様式12-3（地域企業の施工実績）に記載できる地域企業は、様式12-1（地域企業の活用 技術資料提出時用）に記載した地域企業のみとする。
- 2) 一次下請として活用する地域企業が様式12-2（地域企業の活用 入札書提出時用）において活用することが確定した地域企業であり、かつ、評価する対象地域（福島県内）における施工実績を有する地域企業である場合、当該企業を評価の対象とする。
- 3) 一次下請として活用する地域企業が様式12-2（地域企業の活用 入札書提出時用）において活用しないことが確定した地域企業である場合、当該企業の施工実績は評価の対象としない。
- 4) 一次下請として活用する地域企業が様式12-2（地域企業の活用 入札書提出時用）において評価の対象としないとされた場合、当該企業の施工実績は評価の対象としない。
- 5) 様式12-1（地域企業の活用 技術資料提出時用）、または、様式12-2（地域企業の活用 入札書提出時用）の提出が無い場合は、地域企業の施工実績は評価しない（0点で評価する）
- 6) 地域企業の施工実績として評価する対象地域（福島県内）において、当該企業が元請として施工を行い完成した土木工事の実績を証明するCORINS 竣工工事カルテ受領書及び工事カルテの写しを添付すること。
- 7) CORINS に登録の無い工事、または CORINS では工事内容が確認できない工事を記載する場合、工事の施工内容が同種工事に該当することが証明できる資料（工事契約書、精算時の工事内訳書等の写し）を添付すること。
- 8) 上記6) または7) の添付が無い場合は当該企業を評価の対象としない。

(5) 落札者の決定

落札者の決定は、契約制限価格の範囲内で入札した者のうち加算方式により算出された評価値が最も高い者を落札者となるべき者とする。なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該入札を行った2者以上の者による再度の入札により落札者を決定する。ただし、再度の入札によってもなお落札者が決定しない場合は、当該入札者によるくじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるなど入札の無効となったときは、契約制限価格の制限の範囲内で有効な入札をした他の者の価格評価点及び評価値を再算出し評価値が最も高い者を落札者となるべき者とするところがある。

なお、本工事は技術評価項目として「施工の円滑性」を含むことから、開札後、一旦「保留」として、「施工の円滑性」の技術評価を行った後に落札者の決定を行う。落札者の決定は開札後、概ね7日程度を予定している。

(6) 契約後の総合評価項目の扱い

下記の総合評価項目について、評価された配置技術者を配置することが困難となった場合、総合評価の評価項目として加算された技術者の評価に満たない技術者が配置された場合、契約後の履行状況の確認において不履行があった場合、または、履行状況に基づく再評価の結果が技術資料時の評価点よりも下回った場合のいずれかに該当する場合、本工事の工事成績評定点を最大10点減ずるものとする。

- ・配置予定技術者
- ・地域企業の活用状況（一次下請の活用率）

6. 三者協議会に関する事項

三者協議会の実施方法について以下に示す。

- (1) 当社が、当該工事に関わる設計者の同意が得られた場合は、落札者は、当社及び設計者と「三者協議会の開催に関わる協定書」を締結すること。
- (2) 三者協議会の開催は、次に該当した場合に、必要の都度開催する。なお、開催に関わる事務は当社が行うものとする。
 - イ. 工事着手前に当該工事の設計の理念及び意図を確認する場合
 - ロ. 施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更の判断を要する場合
 - ハ. その他施工改善提案等について、施工者若しくは設計者から発注者に申出があり、発注者が開催を必要と認めた場合
- (3) 三者協議会の開催に伴う設計者の出席に要する費用は、当社が負担する。

7. 苦情申立て

- (1) 確認申請書等を提出した者のうち、当該工事について競争参加資格がないと認めた者に対し、競争参加資格がないと認めた理由を添えて通知する。
- (2) 競争参加資格がないと認められた者は、当職に対して競争参加資格がないと認めた理由について、書面（様式17「競争参加資格がないと認めた理由の説明請求書」）により、次に従い説明を求めることができる。
 - イ. 提出期限 通知に記載された期限まで。
 - ロ. 提出場所 記4（1）に同じ。
 - ハ. その他 書面は、持参することにより提出するものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けない。
- (3) 契約責任者は、説明を求められたときは、記7（2）の期限の翌日から起算して原則、5日以内（休日を含む。）に説明を求めた者に対し書面により回答する。

8. 再苦情申立て

記7（3）の回答に不服がある者は、同回答を受け取った日から7日以内（休日を含まない。）に書面（様式18「再苦情申立書」）により、契約責任者に対して再苦情を申し立てることができる。なお、再苦情申立てに係る審議は入札監視委員会が行う。

9. 契約保証 必要

ただし、金融機関等の保証又は公共工事履行保証（金銭保証に限る）を受けること、もしくは履行保証保険契約を締結することに限る。

10. 支払条件

- (1) 前払金 有： 本契約の相手方は請負契約書第34条第1項に基づき前払金の請求をすることができる。
- (2) 部分払 有： 本契約の相手方は請負契約書第37条第1項に基づき部分払の請求をすることができる。
- (3) 支払限度額 契約書第39条第1項に規定する各事業年度における請負代金額の支払の限度額は、契約金額に下記に示す年度ごとの比率を乗じ、四捨五入して有効数字2桁とした額とする。ただし、最終年度における当該限度額は、契約金額から前年度までの額の合計を差し引いた額とする。

	平成23年度	10%
年度ごとの比率	平成24年度	60%
	平成25年度	30%

11. 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無

12. 低入札価格調査

低入札価格調査については、失格基準を設定する等、改善をはかっているため、詳細については「入札・契約制度の改善について」を参照のこと。

(<http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/list/h21/0901/>)

また、低入札価格調査を行った落札者に対し、施工段階及びしゅん功時に以下の内容を求める。

(1) 監理技術者の増員

専任の監理技術者の配置が義務付けされている工事において、低入札調査基準価格を下回る入札を行ったものが落札者となり、その者が入札日を基準日として過去2年間に於いて次のいずれかに該当する場合は、現場代理人及び監理技術者とは別に、監理技術者相当の資格を有する技術者を工事期間中現場に専任で配置しなければならない。

イ. 工事成績評価が6.5点未満の評価を受けた者

ロ. 粗雑工事・契約違反・公衆損害事故・工事関係者事故により1箇月以上の競争参加資格停止を受けた者

ハ. 施工中又は施工後に工事請負契約書に基づく修補又は損害賠償の請求を受けた者

ニ. 遅延損害請求を受けた者

(2) 工事コスト調査

低入札価格調査のうち重点調査対象となった者が落札者となった場合は共通仕様書に規定する諸経費動向調査の対象工事とするので、調査結果を工事施工中及び工事完了後、速やかに契約責任者へ提出するものとし、その結果が重点調査時の内容と異なる場合は、その理由について確認を行う。

1.3. その他

(1) 契約の取扱いにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(3) 確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

(4) 提出された確認申請書等は、返却しない。

(5) 入札の無効

確認申請書等に虚偽を記述した者は、本工事の競争参加資格を取り消すと同時に、資格停止要領に基づく競争参加資格の停止措置を行うことがある。また、競争参加資格のない者の提出した入札書、確認申請書等に虚偽の記載をした者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。さらに、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。

(6) 競争参加者として必要な要件についての審査基準日は確認申請書の提出期限日とし、その結果通知は入札書提出期間最終日の10日前までに行う。

(7) 同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことによって配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、確認申請書等を提出した者は、直ちに書面（様式は自由）にて当該確認申請書等の取下げを行うこと。

(8) 落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認されたときは、契約を結ばないことがある。なお、記1.3(6)の審査基準日以降に、病気、死亡等、極めて特別な事情により、提出した技術資料に記載した技術者の変更が必要となったときは、理由を添えて速やかに発注者に申し出るものとし、発注者がやむを得ない理由であり、且つ変更後の技術者が、当初の配置予定技術者と同等以上であると認められたときは、技術者を変更した技術資料を新たに提出することができる。

この場合、記5(4)に示す配置予定技術者の評価は当初の配置予定技術者の評価点を上限として評価する。

(9) 取扱いにおける交渉の有無 無

(10) 契約書作成の要否 要

契約責任者は落札者決定後、契約書作成までの間に、契約書の取り交わし、保管を株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム社が提供する電子契約サービス「CECTRUST」により行うことを落札者と協議し、落札者の同意を得た場合には、電子契約により契約書の取り交わし、保管を行う。

(11) 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の10分の3以上とする。なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。

(12) 本工事は、工事請負契約書第2.5条第5項（単品スライド条項）について適用する。

(13) 技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置の留意事項

- イ. 記2(6)イ.①「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」(平成13年5月30日付、国総建第155号)に該当する技術者を配置し、契約後に営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記をした日から3年を経過する場合は、当該技術者が出向先企業に転籍がされること。
- ロ. 記2(6)イ.③「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(平成15年1月22日付、国総建第335号)に該当する技術者を配置し、契約後に出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省総合政策局建設業課長より交付を受けた企業集団確認書の有効期間を迎える場合は、再度申請し交付を受けた企業集団確認書を契約責任者に提出すること。
- (14) 本工事若しくは本業務の請負人、本工事若しくは本業務の請負人と資本若しくは人事面において関連のある者、本工事若しくは本業務の下請負人、本工事若しくは本業務の下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本工事若しくは本業務の契約期間中、監督を担当する部署の施工(調査等)管理業務の入札に参加し又は施工(調査等)管理業務を請負うことができない。
- 上記の「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次のイ.又はロ.に該当する者である。
- イ. 当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
- ロ. 代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。
- (15) 第1回入札において落札者が決定しなかった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、再入札通知書に記載して送信する。なお、開札処理に時間を要する場合は、当社から開札状況を電子入札システムにより連絡する。
- (16) 電子入札システムは、休日を除く午前8時30分より午後8時00分まで稼動している。なお、稼動時間内でやむを得ずシステムを停止する場合は、当社ホームページで公開する。
- ※東日本高速道路株式会社ホームページアドレス(電子入札)
<http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/>
- (17) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は、下記のとおりとする。
- ※東日本高速道路株式会社電子入札統合ヘルプデスク
電話：0570-021-777
平日 午前9時00分～午前12時00分、午後1時00分～午後5時30分
電子メール：Sys-e-CydeenASPHelp@hitachijoho.com
- ※ただし、申請書等の提出又は応札等の期限が切迫しているなど、緊急を要する場合は、記4(1)宛て連絡すること。
- (18) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を入札参加希望者に発行するので必ず確認を行うこと。

以 上